

参考3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年8月7日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—	
くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—	
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—	
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—	
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—	
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—	
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—	
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	伊達市、南相馬市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—	
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、館岩川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物39種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、櫛枝岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、楢葉町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬穴、常葉町山根並びに市内有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までに一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋常、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内有林磐梯森林管理署208林班から208林班まで、209林班から209林班までに2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利)、小倉寺及び向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野目村、下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館ノ閑ノ下)、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町)、河原田、東深沢、西深沢及び東田に限る。)及び保原町柱田(挾田、平、宮ノ内、前田、福荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大閑)、寺脇、清水、松平、久保、棚塚、里ヶキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石井村、旧上保原村、旧塙山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る。)、旧下田村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木幡村、旧芦沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、木曾郡(白岩村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)

※4 アイナメ、アガレイ、アカシニア、イカナゴ(稚魚を除く。)、インガレイ、ウスメバヒ、ウミタガノ、エゾイナメイ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモングサベ、サクラマス、サプロウ、シロメバル、スクトウダラ、スズキ、ナガツチ、ニベ、スマガレイ、ババガレイ、ヒガフグ、ヒラメ、ホシウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ミシガレイ、ムラサキ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年8月7日 現在)

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	日立市、土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
水産物	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(ごごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	クロダイ	
	スズキ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガングフ	
	ヒラメ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二追川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウダイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域。
	クマの肉	全域。
	シカの肉	全域。
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウゲイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県): 平成24年8月7日現在

福島県	出荷制限
米 (平成23年産)	<p>H23.11.17～: 福島市（旧小国村の区域に限る。） H23.11.29～: 伊達市（旧小国村及び旧月館町の区域に限る。） H23.12.5～: 福島市（旧福島市の区域に限る。） H23.12.8～: 二本松市（旧猪川村の区域に限る。） H23.12.9～: 伊達市（旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。） H23.12.19～: 伊達市（旧街田村の区域に限る。） H24.1.4～: 伊達市（旧坂木村の区域に限る。）</p>
穀類	<p>福島県広野町: 桜葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、田村市（郡都町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町通田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署25.1林班の一部、25.2林班、25.3林班の一部、25.8林班から27.0林班まで、28.3林班から30.0林班まで及び30.1林班から30.3林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル範囲内の区域のうち原町区高倉字七曲、原町区高倉字赤木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字行来及び原町区大原字和田城並びに市内国有林福島森林管理署200.4林班から208.7林班まで、208.8林班の一部、208.9林班から209.1林班まで、209.5林班から209.9林班まで及び213.0林班の区域に限る。）、福島市（旧福島市（諏訪、小倉寺及び南向合を除く。）、旧平田村、旧麻塚村、旧野町4.4.5～: 田村、旧余目村（旧下川崎村、旧松川町及び旧金合川村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館ノ下、川向及び館ノ腰に限る。）及び月館町御代田（北東、西及び折瀬ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（豊山町・山野川に限る。）、旧石井村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郷内、西郷新田、保原田、水野町、西郷町及び東京町に限る。）及び保原町草田（扶田ノ下、音ノ内、前田、春岡、秋子下及び根岸に限る。）、旧塙木村（保原川及び水沢川に限る。）、旧石下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木井村、旧新殿村、旧木戸村（朝代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、二本松市（旧白石村、旧和木村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、集折町（旧半田村及び旧聯合村の区域に限る。）及 び国見町（旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.7.26～一部解除: 田村、旧余目村（旧下川崎村、旧松川町及び旧金合川村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館ノ下、川向及び館ノ腰に限る。）及び月館町御代田（北東、西及び折瀬ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（豊山町・山野川に限る。）、旧石井村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郷内、西郷新田、保原田、水野町、西郷町及び東京町に限る。）及び保原町草田（扶田ノ下、音ノ内、前田、春岡、秋子下及び根岸に限る。）、旧塙木村（保原川及び水沢川に限る。）、旧石下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木井村、旧新殿村、旧木戸村（朝代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、二本松市（旧白石村、旧和木村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、集折町（旧半田村及び旧聯合村の区域に限る。）及 び国見町（旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）</p>
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
水産物	<p>H23.6.6～: 秋元湖、猪苗潟及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（諫川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。） H23.6.17～: 真野川（支流を含む。） H24.3.29～: 新田川（支流を含む。） H24.3.29～: 太田川（支流を含む。） H24.4.5～: 鹿島川（支流に限る。） H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし諫川を除く。）及び日橋川のうら東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.6.7～: 福島県内の久慈川（支流を含む。） H23.6.17～: 真野川（支流を含む。） H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。） H24.3.29～: 秋元湖、猪苗潟及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（諫川との合流点から上流部分に限る。） H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし諫川及びその支流を除く。）及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち只見ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。） H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。） H24.6.2～: 福島県内の阿武隈川（支流を含む。） H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。） H24.4.5～: 阿武隈川（支流を含む。） H24.4.12～: 鹿島川（支流に限る。） H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪苗潟並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち大川ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（諫川との合流点から上流の部分に限る。）並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。） H24.5.31～: 鹿島川（支流を含む。） H24.6.27～: 社会金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（諫川との合流点から上流の部分に限る。） H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。） H24.5.10～: 秋元湖、小野川湖及び猪苗潟並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに真野川（支流を含む。） H24.6.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。） H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)</p>
牛の肉	<p>H23.7.19～: 全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。） H23.8.25～一部解除: 全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。） H23.11.9～: 福島市、郡家町、喜多方町、猪苗町、喜多方町、大朋町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、楢葉村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、二本松市、喜多方町、郡家町、川俣町、大玉村 H23.12.2～: 福島市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、猪苗町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川町 H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、二本松市、郡家町、猪苗町、川俣町、大玉村、天栄村、玉川町、平田村、西郷村、東崎村、中島村、飯川村 H24.7.26～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐枝岐村</p>
イノシシの肉	
肉	
クマの肉	

* ■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月7日現在

		出荷制限						
		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県
原乳	H23.3.23～4.17解除：全県	—	—	—	—	—	—	—
非結球性葉菜類 (ポラインソウ、コマツ等)	H23.3.21～4.17解除：茨城県(下記の地域を除く。) H23.3.21～4.1解除：北茨城市、高萩市 H23.3.21～4.17解除：全県	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、猿谷町 H23.3.21～4.27解除：全境 H23.3.21～4.14解除：全境	H23.3.21～4.8解除：全境	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除：全境	H23.4.4～4.22解除：旭市 H23.4.4～4.22解除：旭市 H23.4.4～4.22解除：旭市	—	—	—
ハサミ セリリー	H23.3.23～4.17解除：全県	—	—	—	—	—	—	—
キノコ類(野生のものに限る。)	—	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、 みやこ町、那珂川町 H24.8.7～：那須塩原市 H24.4.8～：那须市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：市、美郷町、利根町 H24.4.19～：ひたちなか市、那珂市、東郷村 H24.4.28～：北茨城市、大洗町	—	—	—	—	—	—
タケノコ	—	H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.6.13～：矢板市 —	H24.4.5～：那須塩原市、木更津市 H24.4.8～：邑子市、栄町 H24.4.11～：那須塩原市、那須町 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須島 町、那珂川町 H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：那原市 —	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：那原市 —	H24.5.31～：一関市、奥州市	—	—
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：茨城町、阿見町 H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市	H24.4.19～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：守谷市、古くら市、芳賀町、猿 谷町、高萩沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、邑子町 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須島 町、那珂川町 H24.4.13～：新木市、壬生町 —	H23.10.11～：那原市、鹿沼市 H23.11.10～：那須塩原市、矢板市 H23.11.18～：鹿沼市 H23.12.22～：佐倉市 H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.16～：山武市 —	H23.10.11～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：鹿王町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：那原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：豊米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、大和町、喜多方町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大衡村	H24.4.13～：駒ケ田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市 H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉 町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎 町、山田町	H24.4.13～：駒ケ田市、住田町	—	—
野菜	H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城町	H24.4.19～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：守賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.5.29～：古くら市 H24.6.4～：那須市 H24.6.28～：壬生町 H23.11.7～：那須原市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.9～：守谷市、佐倉市、真岡市、さくら 市、那須湯山市、上三川町、茂木町、市貝 町、那須塩原市 H23.11.14～：那須塩原市、日光市	H24.5.16～：山武市 —	—	—	—	—	—
原木クリタケ(露地栽培)	—	H23.11.14～：那須原市、矢板市 H23.11.14～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：守谷市、佐倉市、真岡市、さくら 市、那須湯山市、上三川町、茂木町、市貝 町、那須塩原市、高瀬沢町	—	—	—	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	H23.11.14～：那須原市、矢板市 H24.5.1～：大田原市、那須原市(野生のものに 限る。) H24.5.2～：那須塩原市(野生のものに限 る。)	—	—	—	—	—	—
こしあぶら	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに 限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須原市、茂木町(野生 のものに限る。) H24.5.2～：守谷市、那須山市(野生のもの に限る。) H24.5.5～：日光市、那須塩原市、那須原 町、那須塩原市(野生のものに限 る。) H24.5.18～：古くら市(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)	—	H24.5.1～：守谷市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市	—	—	—	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限 る。)	—	—	—	—	H24.5.30～：一関市、奥州市	—
ぜんまい	—	H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限 る。)	—	—	—	—	H24.5.14～：盛岡市	H24.5.16～：一関市、奥州市
たらのめ(野生のものに限る。)	—	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町	—	—	—	—	H24.5.17～：大崎市	H24.5.18～：住田町
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市	—	—	—	—	—	H24.5.16～：鹿沼市、駒ケ田市
イシガレイ	—	最大高潮時海岸線上最高水位越界 時の正味の量、並びに技術的制約 水位の外縫継、最大高潮時海岸 線上最高水位越界の正味の量及び 実測最高最大高潮時海岸綫で囲まれ た領域	—	—	—	—	—	—
クロダイ	—	—	—	—	—	—	—	—
ズスキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上最高水位越界 時の正味の量、並びに技術的制約 水位の外縫継、最大高潮時海岸 線上最高水位越界の正味の量及び 実測最高最大高潮時海岸綫で囲まれ た領域	—	—	—	—	—	H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東 の線、我が国技術的制約水位の外 縫継と並んで那須塩原市と那須 郡那須町の生糸川の河口部、宮城県石巻市 最大高潮時海岸綫及び宮城県石巻市金 華山頂上から正西に引いた市社 海岸と並んで大高瀬時海岸綫に至る線 で囲まれた海域	—
シロメバル	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上最高水位越界 時の正味の量、並びに技術的制約 水位の外縫継、最大高潮時海岸 線上最高水位越界の正味の量及び 実測最高最大高潮時海岸綫で囲まれ た領域	—	—	—	—	—	H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東 の線、我が国技術的制約水位の外 縫継と並んで那須塩原市と那須 郡那須町の生糸川の河口部、宮城県石巻市 最大高潮時海岸綫及び宮城県石巻市金 華山頂上から正西に引いた市社 海岸と並んで大高瀬時海岸綫に至る線 で囲まれた海域	—

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月7日現在

		出荷制限						
	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県	
二ペ	最大高瀬時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国固有的経済水城の外縁線、最大高瀬時海岸線上茨城県と福島県の正東の線及び茨城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～:	—	—	—	—	—	—	
ヒラメ	最大高瀬時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国固有的経済水城の外縁線、最大高瀬時海岸線上茨城県と福島県の正東の線及び茨城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～:	—	—	—	—	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水城の外縁線、最大高瀬時海岸線上宮城県鳥羽原界の正東の線、宮城県最大高瀬時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた岡市社底川最長最大高瀬時海岸線に至る線で囲まれた海域	—	
マダラ	—	—	—	—	—	H24.5.2～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水城の外縁線、最大高瀬時海岸線上宮城県鳥羽原界の正東の線、宮城県最大高瀬時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた岡市社底川最長最大高瀬時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水城の外縁線、最大高瀬時海岸線上宮城県鳥羽原界の正東の線、宮城県最大高瀬時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた岡市社底川最長最大高瀬時海岸線に至る線で囲まれた海域	H24.5.2～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水城の外縁線、最大高瀬時海岸線上宮城県鳥羽原界の正東の線、宮城県最大高瀬時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた岡市社底川最長最大高瀬時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヒガングフ	—	—	—	—	—	—	—	
コモンカスベ	最大高瀬時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国固有的経済水城の外縁線、最大高瀬時海岸線上茨城県と福島県の正東の線及び茨城県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域 H24.4.1～:	—	—	—	—	—	—	
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: れらの河川に流入する河川並びに常陸利根川 霞ヶ浦、北浦及び外洋海溝並びにこくま川、常陸利根川	—	—	—	—	—	—	
ギンブナ	H24.4.17～: れらの河川に流入する河川並びに常陸利根川 霞ヶ浦、北浦及び外洋海溝並びにこくま川、常陸利根川	—	—	H24.7.10～: 手賀沼及び平賀沼に入流する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	—	—	—	
ウナギ	H24.5.7～: られらの河川に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	—	—	—	—	—	—	
ヤマメ(養殖を除く。)	—	—	—	H24.4.27～: 菅原川のうち若島橋から東京電力株式会社社本部敷地内に跨る那珂川取水駆除までの区間(支流を含む。)、摩瀬川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)	—	—	H24.4.20～: む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)	—	H24.6.20～: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	—	—	—	H24.5.14～: 大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大池三滝川のうち御所川及び佐久川の区間	H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)	
ウグイ	—	—	—	H24.6.8～: 菅原川のうち若島橋から東京電力株式会社本部敷地内に跨る那珂川取水駆除までの区間(支流を含む。)、摩瀬川(支流を含む。)及び島川のうち川田橋の上流(支流を含む。)	—	—	H24.5.24～: む。ただし、鶴井川及びその支流並びに豊川等那瀬川の上流を除く。)、三滝川のうち御所ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、田代ダムの上流、外飯田ダムの上流、御所ダムの上流、田代ダムの上流、御所ダムの上流(支流を含む。)、一過川のうち若木ダムの上流(支流を含む。)及び桑石川のうち桑原ダムの上流(支流を含む。)	H24.5.11～: 石羽原ダムの上流、石羽原ダムの上流、御所ダムの上流、外飯田ダムの上流、御所ダムの上流、御所ダムの上流及び草先池ダムの上流を除く。)
牛の肉	—	H23.9.2～: 全域 H23.12.2～: 全域 H23.12.21～: 全域 H23.12.21～: 全域 H23.12.2～: 全域 H23.6.2～: 以下の地域以外	H23.9.2～: (県の定める出荷・検査方針に基づき解禁される牛を除く。) H23.12.2～: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2～: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2～: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.6.2～: 茨城県、大田原市 H23.6.2～: 茨城県、大田原市	H23.6.30～H24.5.28解禁: 桐生市 H23.7.8～H24.6.1解禁: 栃木市	H23.6.2～9.7解禁: 大網白里町 解禁: 桐生市	H23.6.2～8.29解禁: 南足柄市 H23.7.4～H24.5.21解禁: 調布市 H23.6.2～H24.5.25解禁: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解禁: 野田市、霞ヶ浦市、山辺市 H23.6.27～10.26解禁: 佐野市 H23.6.2～11.11解禁: 小田原市	H23.7.28～: 全域 H23.8.1～: 全域 H23.8.25～: 鳥羽郡、丸藤村、山元町 H24.5.22～: 金城 H24.6.25～: 金城 H24.7.26～: 全域	H23.8.1～: 全域 H23.8.25～: 鳥羽郡、丸藤村、山元町 — —
その他	—	H23.6.2～10.19解禁: 古河市、常總市、坂東市、八千代市、境町 H23.6.2～H24.4.9解禁: 大子町 H23.6.2～H24.4.10解禁: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.4.20解禁: 石岡市、那珂市、猿島町 H23.6.2～H24.4.25解禁: 田代町 H23.6.2～H24.7.25解禁: 水戸市	—	—	—	H23.7.23～: 9.12解禁: 松田町、山北町 H23.6.2～H24.5.25解禁: 八街市 H23.6.2～10.14解禁: 飯田町、清川村 H23.6.2～H24.5.28解禁: 野田市、霞ヶ浦市、山辺市 H23.6.27～10.26解禁: 佐野市 H23.6.2～11.11解禁: 鮎町町 H23.6.2～11.10解禁: 桐生町	H23.8.1～: 全域 H23.8.25～: 鳥羽郡、丸藤村、山元町 — —	

* [] の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年8月7日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
野菜	結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原木しいたけ(露地)		H23.4.13～：飯館村
		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除: H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象